平成２３年（フ）第３号
長野県伊那市前原8409番地２　ハッコーハウスＮ―Ⅱ106号
債務者　稲田　幸浩
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２１号
松江市幸町824番地２　コーポ幸町203
債務者　錦織ジーナこと　ＮＩＳＨＩＫＯＲＩ　ＧＩＮＡ　ＲＡＹＡＮＯＮ
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
福島県本宮市高木字猫田10番地１　たかぎコーポ202号
債務者　関本　和廣
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
福島県須賀川市弘法坦41番地３
債務者　小林　弘美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県洲本市上内膳1542、住民票上の住所大阪市福島区大開１丁目11番９号
債務者　岡田真由子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
高知県四万十市久保川536番地
債務者　岡村　　誠
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１２４号
福島県石川郡玉川村大字南須釜字堂ノ内105、住民票上の住所福島県本宮市糠沢字小田部292番地１
債務者　佐藤　良二
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
広島県神石郡神石高原町油木乙6612番地３
債務者　大塚　三郎
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１号
青森県八戸市小中野６丁目14番７号　米沢アパート101号
債務者　吉田　孝子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６８２号
神戸市長田区水笠通３丁目５番17号
債務者　谷口　　譲
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
神戸市中央区元町通３丁目12―４三幸ビル２Ｆ北側、住民票上の住所神戸市中央区坂口通３丁目１番７号アパート101号
債務者　野村　幸辰
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２号
神戸市北区有野中町４丁目16番20号エル・フラット神戸北602
債務者　市橋ヒトミ
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０号
兵庫県三田市南が丘１丁目14番６号
債務者　マーツ・リサーチ研究所こと　吉松新太郎
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
神戸市灘区上野通２丁目３番16号101号室、従前の住所神戸市灘区福住通３丁目７番８号ウエストハイツ灘20Ｂ
債務者　向井　郁子
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１０号
広島県福山市神辺町字徳田760番地３　徳田住宅302
債務者　田岡　節子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３８７号
徳島市西新浜町１丁目３番35―102号
債務者　春藤　慎治
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部